

## 学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針

### 1 学校再開に当たっての教育活動のあり方に係る基本的な考え方

学校再開に当たっては、基本的な感染症対策、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるための対策など学校における感染症対策を徹底して感染リスクを低減することにより、全ての生徒が教育を受けることができる体制を整備することが必要である。

また、再開後、当面の間は、地域や学校の実態に応じ、分散登校、時差通学、短縮授業、部活動の中止、感染リスクの高い活動の延期など学校運営上の工夫により感染を防止しつつ、可能な教育活動から段階的に開始していく。

### 2 学校における感染症対策

#### (1) 基本的な感染症対策

##### ① 家庭と連携した健康観察の徹底

- ・ 毎朝の検温や風邪症状等の確認を行う。
- ・ 発熱等の風邪の症状がみられる生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。

##### ② 咳エチケットやマスク着用の指導

- ・ 近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスク着用や咳エチケットを徹底する。

##### ③ 手洗いの徹底

- ・ 外から教室へ入る時、トイレの後、昼食の前後など、こまめに手洗いを行う。
- ・ 用具や物品の共用を避けるようにし、避けることが難しい場合は、共用用具を使用後に手洗いを行う。

##### ④ 環境衛生の整備

- ・ 教室やトイレなどの特に多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上定期的（朝、清掃時など）に消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。
- ・ 共用用具や設備なども適切に消毒する。

#### (2) 3つの密を避けるための対策

##### ① 換気の徹底等の措置

- ・ 休憩時間毎に、窓やドアを開けて教室内の換気を行う。2方向の窓を同時に開けることが望ましい。
- ・ 授業時間中も可能であれば常時換気を行う。
- ・ エアコン使用時は換気扇等を稼働させたり、こまめに換気を行うようにする。

##### ② 身体的距離を確保するための工夫

- ・ 座席の配置の工夫としては、当分の間、生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形とする。
  - ・ 部室や更衣室等を使用する際は、密にならないよう使用制限等を行う。
- (3) 登下校の工夫
- ・ 学校の実情に応じ時差通学を実施したり、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮をする。
  - ・ 乗車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う。
- (4) 昼食時（給食時）の工夫
- ・ 生徒や教職員の服装や食事前の手洗いを徹底する。
  - ・ 机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど飛沫を飛ばさないための対応を行う。
  - ・ 机上など教室内の衛生にも注意する。
  - ・ 給食については、施設内の消毒やチェックリストに基づいた衛生環境の確認を十分行うとともに、継続して衛生管理に最大限の注意を払う。
- (5) 保健教育の実施
- ・ 児童生徒が、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、適切な行動がとれるよう、日常の指導において以下の資料を活用し、指導の充実を図る。その際、指導例を有効に活用し、児童生徒の発達段階を踏まえた指導を工夫する。  
 <指導資料>「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)
  - ・ 新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するよう配慮する。

### 3 学校教育活動の段階的再開の具体的な方策について

- (1) 段階的な教育活動の再開について
- ・ 学校再開後1週間は、地域や学校の実情に応じ、生徒一人当たり週3日から5日程度の分散登校を実施する。生徒数の少ない学級や学校のように分散登校を実施する必要がない場合は短縮授業を実施する。  
 ＊分散登校については、令和2年5月5日付け2教健第132号「新型コロナ感染症対策のための一斉臨時休業の延長及び臨時休業期間からの段階的な教育活動の実施について」を参照し、生徒間の身体的距離を確保するため、集団を分けて異なる時間帯等に授業を行うこと。
  - ・ 学校再開後1週間経過後は、基本的には通常の教育活動を実施する。
  - ・ 学校再開後2週間は部活動を中止とする。ただし、進路実現に向けた課外学習を実施することは可能とする。
  - ・ 学校再開後2週間経過後は、部活動については3（5）に十分留意の上実施する。
  - ・ いずれの時期においても、3（2）以下により学校運営上の工夫を行うこと。
  - ・ 3（2）①に掲げる「感染リスクが高い学習活動」（この活動を部活動において実施する場合を含む。）については当面の間とりやめ、学校再開後1か月後の開始を目途に、地域の感染状況の推移を踏まえ、開始の時期を改めて通知する。

- ・ 地域や学校の実情に応じ時差通学を検討する。
- (2) 各教科活動等
- ① 感染リスクが高い学習活動の見直し
- 各教科等に関する指導については、地域の感染状況に応じ、当分の間、例えば、以下に示す学習活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとる。この場合、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組み合わせによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じる。
- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
  - ・ 家庭科における調理などの実習
  - ・ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
  - ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習
  - ・ 運動会や文化祭、学習発表会など生徒が密集して長時間活動する学校行事
  - ・ 他の都道府県等に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事
- ② 学習の遅れ等、学習保障について
- ・ 学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる。
  - ・ 特に学習の定着が不十分な生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課す、オンラインを活用した家庭での学習支援など、必要な措置を講じる。
- ③ 指導事項の精選について
- ・ 臨時休業中の家庭学習状況を確認した上で、指導計画の精選や重点化を図るなどして指導計画の見直しを組織的に行う。
  - ・ 臨時休業中の家庭学習について、学習評価に反映させることも視野に入れ、指導計画等も踏まえ、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課した場合、このことを考慮し、学校において指導を行う。
- ④ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について
- ・ まずは教室等での換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用する指導するなどの感染症対策を講じた上で、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行う。
  - ・ それでもなお感染の可能性の高い一部の実技指導などにおいては、指導順序の変更の工夫などを行う。
- (3) 学校再開後の授業の補充等について
- 臨時休業により実施することができなかった授業の補充、授業時間の確保については、次の通りとする。
- ① 授業の補充
- ・ 学校再開後、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置づけられない補習を実施する、家庭学習を課す、行事の精選を含む年間指導計画の見直しをするなど、必要な措置を講じる。

- ・ 臨時休業により実施できなかった授業の補充については、臨時休業の期間と、各校で生徒に課した課題やオンラインを活用した家庭学習支援、登校日での学習指導など、各校の実態に応じた学習指導を踏まえ、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施、行事の精選等を実施する。それらの日数は10日以上（\*）を目安とし、各校において必要と認められる範囲内とする。

\*「10日以上」とする理由：今年度5月24日までの間で休業となる授業日数が20日だが、この間各校で数日間の登校日を設定し授業等を実施したこと、課題やオンライン学習など家庭学習に取り組みさせたこと等を踏まえ、その2分の1の10日以上を目安に補充することとした。その上で、学校の実情に応じ長期休業期間をさらに短縮したり、土曜授業の実施、行事の精選等により授業日を増やすことを可能にした。

- ・ 長期休業期間を減じて授業日とすることができる日数については、新型コロナウイルス感染防止のため実施した臨時休業による授業の補充を目的とする場合に限り弾力的に運用し、各校において必要と認められる日数とする。

#### ② 長期休業期間の短縮や土曜授業の実施に当たっての留意点

- ・ 生徒の負担が過重とならないよう配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮する。
- ・ 週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、振替を行う。

#### (4) 各学校行事における工夫について

- ・ 実施に当たっては、実施形態、実施方法を工夫するなどして、感染防止に努める。
- ・ 生徒が密集して長時間活動することなどから、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い場合、当分の間は、実施を延期または中止する。

#### (5) 部活動について

部活動再開に当たっては、次の点に留意する。

- ・ 発熱等の風邪症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・ 大人数の生徒が一度に集まり密集しないよう活動内容を工夫・精選する。  
例) 運動部では、可能な限り接触しないような練習をする。  
文化部では、パートごとに分かれて、お互いに十分な間隔を取って練習する。
- ・ 屋内で活動する場合、こまめに換気するよう十分配慮する。
- ・ 少人数での活動となるよう、活動人数などの工夫をする。
- ・ できるだけ短時間の活動となるよう、練習内容にメリハリをつけ、効率的に練習するなどの工夫をする。
- ・ 活動場所、活動内容、活動人数に応じ、前述した感染症対策を講じる。

※部室は、クラスターの発生条件となりやすいことから、使用制限を行うなど十分な配慮をする。

- ・ 活動休止期間があったことを考慮し、活動時間や内容が生徒の負担過重にならないよう十分に注意する。
- ・ 活動再開について保護者に周知するとともに、参加については保護者や本人の意向を十分に尊重する。
- ・ 大会等が中止となり、大きな喪失感を抱いている生徒もいるため、部活動内においても、新

たな目標を持たせるなど、心のケアに努める。

(6) 学校図書館の活用について

- ・ 感染症対策を徹底した上で、貸出等を行う。
- ・ 3密を避けることができる場合において、生徒の自習スペースとしても活用できる。

(7) 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて

各学校においては下記の点に留意し、生徒の心のケアに努め、事件・事故の未然防止に向け、家庭や地域社会、関係機関との連携を十分に図るとともに、学級担任や養護教諭等を中心とした生徒の健康観察や休業中の生活・学習状況等の確認などをしながら、生徒一人一人が、学校再開後の教育活動にうまく適応できるよう、生徒の様子を的確に把握し、きめ細かな相談活動を組織的に実施するなど適切に対応する。

- ・ 学校再開後も、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警戒を行い、感染症対策に万全を期すことが求められること等により、生徒が心理的ストレスを抱えることも考えられることから、適切な情報提供や丁寧な説明を行い、生徒の心情に配慮した指導をするとともに、「ふくしま24時間子どもSOS」「ダイヤルSOS」「ふくしまLINE相談」の活用を周知するなどして生徒の心のケアに努める。
- ・ 生徒の学校生活の様子や生徒の抱える不安や悩みなどを的確に把握し、スクールカウンセラー等と連携しながら、一人一人に対してきめ細かな相談活動を組織的に実施するなど、問題行動の予兆を見逃さず、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に努める。
- ・ 特に不登校傾向にある生徒及び長欠者については、家庭訪問や電話をするなどして家庭との連携を密にしながら生徒の状況把握に努める。
- ・ SOSの出し方に関する教育も含め、自他の生命を尊重する精神を養うよう努め、命の大切さについて指導する。

(8) 偏見や差別を生まない指導について

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、感染者、濃厚接触者、対策に携わった方々とその家族等に対する偏見や差別が生じないようにする。

#### 4 特別支援学校について

特別支援学校においては、指導の際に接触が避けられないことや重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多数在籍していることなどを踏まえ、学校行事の精選や短縮授業、時差登校等を検討しながら慎重に教育活動を再開する。

特に、医療的ケアの対象となっている児童生徒等については、指導医や学校医の助言を仰いだ上で必要な配慮を徹底する。

(1) 感染症対策について

「2 学校における感染症対策」を参照し、感染症対策を徹底する。

(2) 学習指導について

- ① 「3- (2) 各教科活動等」を参照し、実施する。
- ② 自立活動の指導においては、指導内容により近距離での会話や発声、身体の動きの指導等において児童生徒同士や教師との接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の

見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う。

(3) 学校再開後の授業の補充等について

- ① 臨時休業により実施できなかった授業の補充として、長期休業期間の短縮や土曜日授業を実施する場合には、各校の実態を踏まえ、児童生徒や教職員の負担等を配慮しながら実施の有無を検討する。
- ② 長期休業期間を短縮する日数については、酷暑期における児童生徒の体調管理の面を考慮し、原則7月中に実施することとし、やむを得ない事情によりそれ以上減ずる場合には、県教育委員会と協議すること。
- ③ 週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、振替を行う。
- ④ 行事の工夫について  
「3-(4) 各学校行事における工夫について」を参照し、実施する。
- ⑤ 部活動について  
「3-(5)」を参照し、実施する。
- ⑥ 学校図書館の活用について  
「3-(6)」を参照し、実施する。
- ⑦ 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて  
「3-(7)」を参照し、実施する。
- ⑧ 偏見や差別を生まない指導について  
「3-(8)」を参照し、実施する。

(4) 通学バスについて

- ① 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないようにすること。
- ② 利用する児童生徒の実態等を考慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ③ 乗車前に検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる事。
- ④ 可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること。
- ⑤ 座席を離すなど密集をさけること。それが難しい場合には、会話を控えることやマスクの着用について指導すること。
- ⑥ 利用する児童生徒の手洗いや咳エチケット等を徹底すること。
- ⑦ ドアノブや手すり等を消毒すること。
- ⑧ 通学バスの運行に関するルールや留意点をあらかじめ保護者に示しておくこと。
- ⑨ 今回感染症対策として通学バスが増便となった学校においては、期間内における効果的な活用を行いながら感染の防止に努める。

(5) 医療的ケアを含む基礎疾患等を有する児童生徒の対応について

- ① 医療的ケアを含む基礎疾患等を有する児童生徒は、重症化するリスクが高いことから感染症対策の徹底を図り、家庭や施設等と登校時に必ず児童生徒の健康状態を確認するとともに、養護教諭や看護師等とともに丁寧な健康観察を行うこと。
- ② 医療的ケアを含む基礎疾患等を有する児童生徒と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど感染対策を行うこと。

- ③ 指導計画の見直しを行い、集団での学習活動を実施しないなど指導内容の精選、指導の順序の変更などの工夫を図ること。
- ④ 使用する教材・教具等を適切に消毒し、それらを触る前後で可能な限り手洗い、除菌行為を徹底するなど感染症対策に取り組むこと。
- ⑤ 玄関（昇降口）から教室までの動線を統一し、他の児童生徒と一定の距離を保つようにするとともに、教室やトイレなど普段から使う場所の消毒などをこまめに行うこと。
- ⑥ 医療的ケアの対象となっている児童生徒については、指導医の助言を仰ぐとともに、学校医から学校での対応について必要な助言を受け、配慮事項を徹底すること。
- ⑦ 緊急時の医療機関への対応や保護者への連絡先、連絡手段や緊急時の対応マニュアルを再度確認し、迅速に対応できるようにしておくこと。
- ⑧ 学級担任や看護師等の指導体制や役割分担を確認し、接触する児童生徒や教職員等を教育活動に支障がない範囲で最小限にした指導体制を検討すること。
- ⑨ 校内で共有する教材・教具や特別教室等については、使用前、使用後に適切に消毒をするなど、学校全体で感染防止対策に取り組むこと。
- ⑩ 医療的ケア実施管理委員会において、学校再開ガイドラインや上記の内容を踏まえた感染防止対策等について検討するとともに、必要に応じて学校全体で対応すること。